

長久手町地域公共交通総合連携計画の概要

1. 総合連携計画の背景と目的

(1) 長久手町における公共交通の実態

長久手町の公共交通は、当初は名鉄バスが中心であった。

その後、平成10年7月にはNバスが運行を開始し、さらに平成17年3月にはリニモが開業し、長久手町を取り巻く公共交通体系は大きく変わった。

これまで実施した平成18年6月の「公共交通の利用に関する調査」や、平成20年3月の「Nバス利用実態調査」では、公共交通の課題や改善を求める声が浮き彫りになり、利用者ニーズにあった公共交通体系の整備が課題となっている。

(2) 地域公共交通会議の設置とNバスの再編

上記の公共交通の実態を踏まえ、平成20年11月25日に「長久手町地域公共交通会議」を組成し、Nバスの改善に取り組んできた。

その成果として、「朝夕便の運行」及び「昼間便の再編」について協議の結果を踏まえ、Nバスの実証運行を目指すものである。

(3) 地域公共交通総合連携計画の策定とその目的

平成19年10月1日に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」が施行された。

これは、地域公共交通に関する計画や、その計画に基づいて実施する事業については、国の支援が行われる事業である。

平成21年3月には、「第5次長久手町総合計画」「第2次長久手町土地利用計画」「リニモ沿線地域づくり構想」の上位計画・関連計画が相次いでまとまった。

これらの計画を受けて、Nバス単体の改善に留まらず、住民の方々がより一層公共交通を利用しやすいように、町内の公共交通体系の改善に向けて取り組むものである。

2. 公共交通に関わる課題

(1) 利用者ニーズにマッチしていないNバスの路線網とサービス水準

Nバスの利用実態調査で浮かび上がった課題から、ニーズに合ったネットワーク及びサービス水準の整備が必要となっている。

(2) リニモとの連携の不十分さ

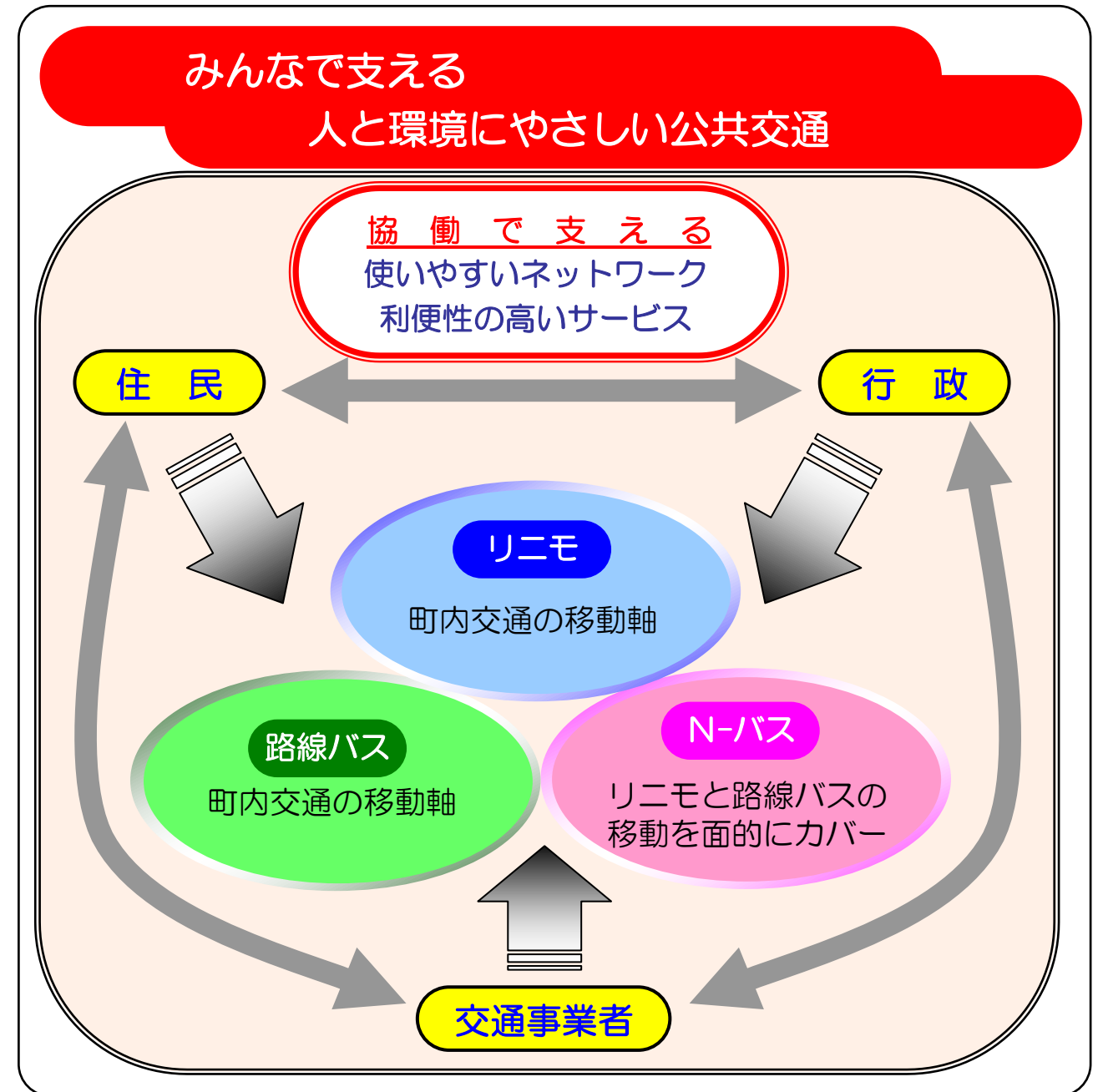
リニモの利用は予測の半数に留まり、リニモへの不満は運賃設定に次いで、駅へのアクセスが多く、交通基幹軸として十分活かしきれていない。リニモを活かしたまちづくりを進めていくために、リニモとの連携が必要となっている。

(3) 自動車依存型社会からの脱却

長久手町の移動交通手段は、自動車利用が多くなっており、また、地球規模での環境問題の深刻化している背景から、環境にやさしいまちづくりも必要となっている。

公共交通ネットワークを強化し、公共交通中心の移動を実現するとともに、エコモビリティの実現に向けた取り組みが必要となっている。

3. 長久手町の公共交通の将来像



4. 地域公共交通総合連携計画の基本方針

- ①人々の生活を支える交通移動を提供し続ける
- ②それぞれの公共交通手段の役割を明確にし、互いに連携した利便性の高い公共交通ネットワークをつくる
- ③みんなで意識して、環境にやさしい公共交通利用を進める
- ④まちづくりと連携した公共交通体系をつくる
- ⑤PDCAサイクルで継続的に改善し、みんなで公共交通を支える

5. 連携計画の目標設定

- (1) 計画区域：町全域
- (2) 計画期間：平成21年度下期～平成25年度の5年間
- (3) 地域公共交通総合連携計画の目標
 - ①「みんなで公共交通を支えるまち」の実現
 - ②「人にやさしい公共交通のまち」の実現
 - ③「環境にやさしい公共交通のまち」の実現

目標とする指標	具体的な目標値	現 状
公共交通利用者数	現状の10%UP	リニモ：約16,500人/日平均(H20) 名鉄バス：約2,240人/日平均(H20) Nーバス：約450人/日平均(H20)
公共交通の推進度	25%未満	「進んでいない」と回答した人の割合 27.1%
公共交通転換者	調査段階ごとでの増加	—

6. 計画事業の具体的検討

計画事業及びその実施主体とスケジュール表

種別	主要施策と計画事業	実施主体	実施時期の目安				
			短期			中長期	
			H21	H22	H23	H24	H25
バス路線再編	(1) Nーバスの新設路線の実証運行	長久手町	評価	評価	評価		
	(2) Nーバスの車両増備による運行本数増加の実証運行	長久手町			評価		
	(3) 路線バスの再編	バス事業者	評価	評価	評価		
交通結節点整備	(4) 交通結節点、乗継拠点の整備	愛知県 長久手町					
	(5) バス停の待合環境整備	長久手町 バス事業者					
	(6) 駐輪場の整備（バス停）	長久手町					
利用促進方策	(7) 公共交通の運賃体系見直しや乗継割引・ICカードの導入	長久手町 交通事業者			評価		
	(8) 公共交通利用を前提とする企画切符の導入	長久手町			評価		
	(9) バスロケーションシステムの導入	長久手町 交通事業者					
	(10) 公共交通マップの作成	長久手町			評価		
	(11) 周知・広報活動の強化	長久手町 交通事業者			評価		
	(12) 公共交通利用促進イベントの実施	長久手町 交通事業者 愛知県			評価		
調査	(13) 公共交通利用実態調査	長久手町 交通事業者		評価	評価		

: 実施
 : 計画検討
 評価によって継続を判断

7. 計画事業の具体的検討

7-1. バス路線再編

(1) Nーバスの新設路線の実証運行

- ・実施主体：長久手町
- ・事業実施：平成21年度～23年度
- ・事業内容：Nーバスの朝夕便4路線と昼間便の7路線を新設し、サービス向上を図る。

(2) Nーバスの車両増備による運行本数増加の実証運行

- ・実施主体：長久手町
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：運行本数を拡充するためにバス車両を購入し、朝夕便及び昼間便の幹線路線を増便する。

(3) 路線バスの再編

- ・実施主体：バス事業者
- ・事業実施：平成22年度～23年度
- ・事業内容：Nーバスだけでなく、名鉄バスの路線を再編し、町内の移動軸としての機能を充実する。

7-2. 交通結節点整備

(4) 交通結節点、乗継拠点の整備

- ・実施主体：愛知県、長久手町
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：乗り継ぎ拠点となる「役場」、「福祉の家」、「杵ヶ池公園駅」、「長久手古戦場駅」を交通結節点として整備し、乗り継ぎ利便性の向上を図る。

(5) バス停の待合環境整備

- ・実施主体：長久手町、バス事業者
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：交通結節点や乗継拠点となる主要なバス停について、上屋、ベンチ、風除け板などの設置し、待合環境の向上を行う。(主要バス停：役場、福祉の家、はなみずき通駅、杵ヶ池公園駅、長久手古戦場駅、芸大通駅、公園西駅)

(6) 駐輪場の整備 (バス停)

- ・実施主体：長久手町
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：住民の自宅からバス停までのアクセス利便性の向上のために、Nーバス朝夕便の起点バス停付近に駐輪場整備を行う。

(11) 周知・広報活動の強化

- ・実施主体：長久手町、交通事業者
- ・事業実施：平成21年度～23年度
- ・事業内容：公共交通利用促進を図るため、様々な媒体を用いることにより周知を図る。
※周知方法例：ホームページ、広報誌、回覧板、新聞チラシ、公共交通車両内広告、公共交通の駅、バス停への広告、公共施設内への広告

7-3. 利用促進方策

(7) 公共交通の運賃体系の見直しや乗継割引・ICカードの導入

- ・実施主体：長久手町、交通事業者
- ・事業実施：平成22年度～23年度
- ・事業内容：町内にはリニモ、名鉄バス、市営バス、Nーバス、日進市くるりんバス、尾張旭市あさび一号の6つの公共交通機関が運行されているので、分かりやすい運賃体系への見直しや、乗継割引の導入を検討する。ただし、ICカードは導入効果を見極めながら検討する。

(12) 公共交通利用促進イベントの実施

- ・実施主体：長久手町、交通事業者、愛知県
- ・事業実施：平成22年度～23年度
- ・事業内容：公共交通に親しみを感じてもらえるような催し、公共交通の取り組みの紹介、環境問題等の公共交通の必要性を伝える講演の開催など、公共交通利用促進のためのイベントを実施する。

(8) 公共交通利用を前提とする企画切符の導入

- ・実施主体：長久手町
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：公共交通の利用促進を目指して、公共交通を利用した場合に、メリットが生じるような企画切符（沿線の商店の買い物割引や、公共施設の利用割引をセットにした切符など）の導入について取り組む。

7-4. 調査

(13) 公共交通利用実態調査

- ・実施主体：長久手町、交通事業者
- ・事業実施：平成22年度～23年度
- ・事業内容：現状と事業実施後の公共交通の利用状況を把握するために、公共交通の利用実態調査やアンケート調査を行う。

(9) バスロケーションシステムの導入

- ・実施主体：長久手町、交通事業者
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：バス待ちのイライラを解消するために、バス停の表示器や、パソコン・携帯電話によってバスの到着時刻が分かるバスロケーションシステムの検討を行う。（設置を想定するバス停：役場、福祉の家、はなみずき通駅、杵ヶ池公園駅、長久手古戦場駅、芸大通駅、公園西駅）

(10) 公共交通マップの作成

- ・実施主体：長久手町
- ・事業実施：平成23年度
- ・事業内容：町内の公共交通に関する情報（路線網情報、時刻表情報、運賃情報、乗り継ぎ情報、周辺施設・観光情報など）がわかるマップの作成を行う。

8. 計画推進体制及び評価方法

- ・計画事業は、実施主体が中心となって計画（Plan）、実施（Do）へと推進していく。
- ・計画事業の実施後は、設定した目標の達成度合を評価（Check）し、評価結果を踏まえて計画事業の改善（Action）を行う。
- ・評価方法は、公共交通の利用実態調査やアンケート調査の結果を分析して必要に応じて改善し、地域公共交通会議での審議を経る。

